

## 水道料金の基本料金及びメーター使用料の減免の2ヶ月延長について

町では、物価高騰による経済情勢が、町民及び事業者の生活又は事業活動に大きな影響をもたらしていることに鑑み、使用者の経済的負担を軽減するため、水道料金の基本料金及びメーター使用料の減免を2ヶ月延長します。

### 【減免対象者】

給水契約をしている公共施設を除く、使用者。

### 【減免期間】

令和5年2月分及び令和5年3月分までの2か月間

### 【減免料金】

水道料金のうち、基本料金及びメーター使用料を免除します。

### (減免対象)

基本料金：880円（使用水量10m<sup>3</sup>まで）

メーター使用料：設置されているメーターの口径により異なります。

φ13：66円    φ20：132円    φ25：154円

φ30：242円    φ40：297円    φ50：1,320円

### (減免対象外)

超過料金：使用料金10m<sup>3</sup>を超えた料金

11m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>まで    1m<sup>3</sup>ごと110円

41m<sup>3</sup>以上                    1m<sup>3</sup>ごと121円

---

例) メーター口径：φ13    使用水量：20m<sup>3</sup> の場合

※減免前請求額 2,250円

基本料金 880円 + メーター使用料 66円 + 超過料金 1,100円 = 2,046円

= 2,250円(税込み)

※減免後請求額 1,210円

~~基本料金 880円 + メーター使用料 66円 + 超過料金 1,100円 = 1,100円~~

( 減 免 )

= 1,210円(税込み)

---

### 【お問い合わせ】

上下水道課 上水道担当

簡易水道担当

Tel：0556-22-7204